

郡山市道路台帳の図面の閲覧等に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この事務要領は、道路台帳（道路法（昭和27年法律第180号）第28条第1項に規定する道路台帳をいう。以下同じ。）の図面の閲覧及び道路台帳の図面の写しの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この事務要領において「道路台帳の図面」とは、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2第4項に規定する平面図（同項第10号に規定する事項を除く。）のことをいう。

(道路台帳の図面の閲覧)

第3条 道路台帳の図面の閲覧は、郡山市役所建設構想部道路保全課において行うものとする。

2 道路台帳の図面の閲覧時間は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、毎日午前8時45分から午後5時までとする。

3 道路台帳の図面の閲覧をしようとする者は、郡山市役所建設構想部道路保全課に備えている閲覧用機器を使用することとする。

4 道路台帳の図面を閲覧する者は、道路台帳の図面を電子的記録媒体（これに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に撮影、録画等してはならない。

(写しの交付)

第4条 道路台帳の図面の写しの交付を受けようとする者は、閲覧用機器を使用して、自ら出力を行うものとする。

2 道路台帳の図面の写しには、当該道路台帳の図面は道路の管理区域を示したものであり、官民の所有権の境界を示したものではない旨の文言を記載するものとする。

3 道路台帳の図面の写しの交付は、日本産業規格A列3番、かつ、カラー印刷を用いて行うものとする。

4 道路台帳の図面の写しの縮尺は、500分の1又は1000分の1とする。

(手数料の還付)

第5条 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、閲覧用機器の整備不良等、道路台帳の図面の写しの交付を受けた者の責に帰することのできない事由により、適切な複写が出来なかった場合には、この限りではない。

(写しに対する責任)

第6条 出力した道路台帳の図面の写しの利用により発生した損失、損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

(複写又は転写の禁止)

第7条 道路台帳の図面の写しの交付を受けた者は、当該写しを複写又は転写してはならない。

(その他)

附 則

この事務要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。